

木造住宅耐震改修補助金のお知らせ

～地震に強い建物に～

町では、地震に強いまちづくりを推進するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成しています。

※申請は先着順に受付け、予算額に達した時点で締め切ります。

※耐震改修工事を行う前に必ず交付申請の手続きを行ってください。

1. 対象住宅（次の全ての要件に該当すること）

- ① 昭和56年5月31日以前に建築もしくは着工されていて、主要構造部が木材によって造られていること。
- ② 居住用の一戸建て住宅又は併用住宅（居住用の部分が過半のもの）であり、階数が2以下であること。（地下を除く。）
- ③ 耐震診断において、判定値が1.0以下と診断された建築物であること。
- ④ 申請書の提出期限は交付の決定を受けようとする年度の11月末日とし、交付の決定を受けた年度の2月末までに耐震改修工事が完了すること。

2. 対象者（次の全ての要件に該当すること）

- ① 町内の区域に木造住宅を所有している方で、当該住宅に住所を有し又は継続的に住所を有する方。
- ② この補助金を初めて受ける方。（1申請者1棟に限ります。）
- ③ 町税を滞納していない方。

3. 補助額（令和6年度改定）

耐震設計、工事監理、耐震改修工事に要する合計費用の5分の4
（千円未満の端数は切り捨て、100万円を限度）

4. 補助金申請

- ① 耐震改修工事を着手する前に申請を行ってください。
- ② 補助金を受けるには、耐震設計、工事管理、耐震工事のすべてを行う必要があります。
- ③ 申請には、耐震診断の結果が必要のため、事前に耐震診断を実施してください。（町では、木造住宅耐震診断補助金もごございますので、ご相談ください。）

問い合わせ先 白子町役場 建設課

TEL 0475-33-2116

FAX 0475-33-4132